

教員免許状の取得要件チェックリスト【学部】【新課程】

2019 年度以降入学者が本学で教員免許状を取得するために必要な要件について記載しています。

本チェックリストに記載していない要件や手続きもありますので、必ず自身で『教職課程履修の手引き』、所属学部発行の授業ガイド・学部要項、MyWaseda のメール等を確認しながら、履修や手続きを進める上での一助として活用ください。

参考資料等

教員免許状の取得要件が記載された資料等を確認した。

分類	参考資料等
取得可能な教員免許状と教科	所属学部の学部要項・『教職課程履修の手引き』
教員免許状の単位修得要件	『教職課程履修の手引き』【 教育学部設置の教職課程科目 】 所属学部の学部要項・Web サイト・科目登録の手引き等【 所属学部設置科目 】
科目登録	所属学部からの案内、科目登録の手引き等
介護等体験【小・中学校免許状取得希望者のみ】	『教職課程履修の手引き』、教職支援センターからの案内（MyWaseda・掲示等）
教育実習	『教職課程履修の手引き』、教職支援センターからの案内（MyWaseda・掲示等）

教育職員免許法の適用法令

教育職員免許法の適用法令を確認した。

※ 適用となる法令は同一ですが、2019–2021 年度入学者と 2022 年度以降入学者で一部、必修科目の考え方が異なります。自身の入学年度をもとに、必修科目を確認する必要があります。

課程	適用入学者	法令・省令改正
新課程（2019–2021 年度入学者）	2019～2021 年度入学者	平成 28 年度（2016 年）改正法
新課程（2022 年度以降入学者）	2022 年度以降入学者	令和 6 年省令改正 ※1

※1 一部の免許教科（本学で該当するのは中学校「理科」、高等学校「理科」「情報」のみ）について、「強化に関する専門的事項」の科目区分の統合や名称の変更が実施されますが、2023 年度（令和 5 年度）以前入学者には経過措置が適用され、卒業するまでに改正前の科目区分に関する内容を取得する場合、または 2024 年（令和 6 年）3 月 31 日までに当該内容を修得済みの場合は、改正後の科目区分に関する内容を修得したものとみなされます。

基礎資格

教員免許法取得において必要な基礎資格を確認した。

- 一種免許状：学士に学位を有する（学部を卒業する）こと

教育教員免許法第 66 条の 6 に定める科目

□ 教育教員免許法第 66 条の 6 に定める科目に必要な要件を確認した。

区分	中学校	高校	科目設置箇所
日本国憲法	2	2	所属学部
体育（実技） ※1	2	2	グローバルエデュケーションセンター ※2
外国語コミュニケーション	2	2	所属学部 グローバルエデュケーションセンター
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作 ※3、※4	2	2	所属学部 グローバルエデュケーションセンター
必要最低修得単位数	8	8	

※1「スポーツ理論」科目は、「教育職員免許法第 66 条の 6 に定める科目」として利用することはできません。対象科目は「全学オープン履修ガイド」で確認してください。

※2 所属学部設置されている場合があります。詳細は所属学部の学部要項等より確認してください。

※3「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」1 単位、「情報機器の操作」1 単位の組み合わせは不可。「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」もしくは「情報機器の操作」いずれかで 2 単位以上の修得が必要です。

※4 数理、データ活用及び人工知能に関する科目は、2022 年度以降に履修した場合に限り、「教育職員免許法第 66 条の 6 に定める科目」として利用することができます。

教科及び教職に関する科目

□ 教育教員免許法第 66 条の 6 に定める科目に必要な要件を確認した。

【新課程（2019—2021 年度入学者）】

区分	中学校	高校	科目設置箇所
★ 教科及び教科の指導法に関する科目			
教科に関する専門事項	20 単位以上の 教科ごとの必要最低修得単位数		所属学部
各教科の指導法（情報通信技術の活用含む。） ※○○科教育法～	8	4	教育学部
■ 教育の基礎的理解に関する科目	10	10	教育学部 ※
■ 道徳、総合的な学習の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目	10	8	教育学部
■ 教育実践に関する科目			
教育実習	5	3	教育学部
教職実践演習	2	2	教育学部
○ 大学が独自に設定する科目	2 (介護体験実習講義)	0	教育学部 ※
必要最低修得単位数（合計）	59	59	

※ 教職課程科目の同等科目が教育学部・文化構想学部・文学部に設置されている場合があります。同等科目については、教員免許状の単位として有効になる修得年度、適用法令、適用学校種等が異なる場合がありますので、必ず所属事務所の履修案内（学部要項等）をご確認ください。

【新課程（2022 年度以降入学者）】

区分	中学校	高校	科目設置箇所
★ 教科及び教科の指導法に関する科目			
教科に関する専門事項	20 単位以上の 教科ごとの必要最低修得単位数		所属学部
各教科の指導法（情報通信技術の活用含む。） ※○○科教育法～	8	4	教育学部
■ 教育の基礎的理解に関する科目	10	10	教育学部 ※
■ 道徳、総合的な学習の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目	11	9	教育学部
■ 教育実践に関する科目			
教育実習	5	3	教育学部
教職実践演習	2	2	教育学部
○ 大学が独自に設定する科目	2 (介護体験実習講義)	0	教育学部 ※
必要最低修得単位数（合計）	59	59	

※ 教職課程科目の同等科目が教育学部・文化構想学部・文学部に設置されている場合があります。同等科目については、教員免許状の単位として有効になる修得年度、適用法令、適用学校種等が異なる場合がありますので、必ず所属事務所の履修案内（学部要項等）をご確認ください。

★ 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の法令上の最低修得単位数は中学 1 種 10 単位以上、高校 1 種 8 単位以上と定められていますが、2022 年度以降入学者については、ICT 事項科目（本学設置科目「教育における ICT 活用（中・高）」）が必修科目として追加され、中学 1 種 11 単位、高校 1 種 9 単位となるため、上記の表では中学 1 種 11 単位、高校 1 種 9 単位と表記しています。

★教科及び教科の指導法に関する科目

- 「教科に関する専門的事項」について、所属学部の学部要項、Web サイト、科目登録手引き等から必要な要件を確認した。
- 「各教科の指導法」について、『教職課程履修の手引き』から取得予定の学校種・教科の教員免許状で必要な要件・科目の履修ルール等を確認した。

➤ 教科に関する専門的事項【所属学部設置】

原則として、「所属学部」の科目を履修してください。履修方法等の詳細については、[所属学部の Web サイト](#)、[学部要項](#)、[科目登録の手引き](#)、[授業ガイド](#)等よりご確認ください。

➤ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）【教育学部設置】

早稲田大学設置科目名※	中学校	高校	科目設置箇所
〇〇科教育法 1 〇〇科教育法 2	必修	必修	教育学部
〇〇科教育法 3 〇〇科教育法 4	必修	選択	教育学部
必要最低修得単位数	8	4	

※ 免許状の強化によって必修の教科教育法が異なります。取得を希望する教科に応じた教育学部設置の教職課程科目を履修してください。

※ 履修ルール・科目履修における前提条件・単位の取り扱い等詳細については教職課程履修の手引きよりご確認ください。

■ 教育の基礎的理解に関する科目等【教育学部設置】

- 「教育の基礎的理解に関する科目」について、『教職課程履修の手引き』から取得予定の教員免許状で必要な要件・科目の履修ルール等を確認した。

【新課程（2019～2021 年度入学者）】

教育職員免許法に定める科目	左記に該当する教育学部設置科目	履修方法	配当年次
教育の基礎的理解に関する科目	教職概論（中・高）	必修	1～
	教育基礎総論 1（中・高）	必修	1～
	教育制度総論（中・高）	必修	1～
	教育心理学（中・高）	必修	1～
	特別支援教育（中・高）	必修	1～
	教育課程編成論（中・高）	必修	2～
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育論（中・高）	中学のみ必修	1～
	総合的な学習・探究論（中・高）	必修	1～
	特別活動論（中・高）	必修	1～
	教育方法・技術論（中・高）	必修	2～
	生徒指導・進路指導論（中・高）	必修	1～
	生徒理解と教育相談（中・高）	必修	1～
教育実践に関する科目	教育実習演習（中・高）（3週間）	中学校：3 週間必修	4
	教育実習演習（中・高）（2週間）	高校（のみ）：2 週間必修	4
	教職実践演習（中・高）	必修	4

※ 教職課程科目の同等科目が教育学部・文化構想学部・文学部に設置されている場合があります。同等科目については、教員免許状の単位として有効になる修得年度、適用法令、適用学校等が異なる場合がありますので、必ず所属学部事務所の履修案内（学部要項等）をご確認ください。

【新課程（2022年度以降入学者）】

教育職員免許法に定める科目	左記に該当する教育学部設置科目	履修方法	配当年次
教育の基礎的理解に関する科目	教職概論（中・高）	必修	1～
	教育基礎総論 1（中・高）	必修	1～
	教育制度総論（中・高）	必修	1～
	教育心理学（中・高）	必修	1～
	特別支援教育（中・高）	必修	1～
	教育課程編成論（中・高）	必修	2～
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育論（中・高）	中学のみ必修	1～
	総合的な学習・探究論（中・高）	必修	1～
	特別活動論（中・高）	必修	1～
	教育方法・技術論（中・高）	必修	2～
	教育における ICT 活用（中・高）	必修	2～
	生徒指導・進路指導論（中・高）	必修	1～
	生徒理解と教育相談（中・高）	必修	1～
教育実践に関する科目	教育実習演習（中・高）（3週間）	中学校：3週間必修	4
	教育実習演習（中・高）（2週間）	高校（のみ）：2週間必修	4
	教職実践演習（中・高）	必修	4

※ 教職課程科目の同等科目が教育学部・文化構想学部・文学部に設置されている場合があります。同等科目については、教員免許状の単位として有効になる修得年度、適用法令、適用学校等が異なる場合がありますので、必ず所属学部事務所の履修案内（学部要項等）をご確認ください。

☑ **教育実習演習を4年次で履修するためには、前提条件がいくつかあります。**

以下の科目は3年次秋学期終了時までに修得している必要があります！（学部で定められた同等科目可）

<input type="checkbox"/> 教職概論（中・高）	<input type="checkbox"/> 教科教育法 1 ※1、※2
<input type="checkbox"/> 教育基礎総論 1（中・高）	<input type="checkbox"/> 教科教育法 2 ※1、※2
<input type="checkbox"/> 教育制度総論（中・高）	<input type="checkbox"/> 教育方法・技術論（中・高）
<input type="checkbox"/> 教育課程編成論（中・高）	<input type="checkbox"/> 特別支援教育（中・高）
<input type="checkbox"/> 教育心理学（中・高）	<input type="checkbox"/> 生徒理解と教育相談（中・高）

+

<input type="checkbox"/> 「日本国憲法」「体育（実技）」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作」の 4領域のうち2領域以上（各領域ごとに2単位以上の修得が必要）
<input type="checkbox"/> 教科に関する専門的事項（必修及び選択のうち16単位以上） ※実習予定の学校種・教科

※1 実習予定の学校種・教科

※2 中学社会、高校の地理歴史、公民の中で2教科以上の免許を取得する場合は、必ずしも実習教科が一致する必要はありません。その中の1教科の「教科教育法1・2」の単位を修得すれば教育実習前提条件を満たしているものとみなします。

大学が独自に設定する科目

- 取得予定の教員免許状の教科ごとに「教科及び教職に関する科目」と「大学が独自に設定する科目」の合計単位が 59 単位以上になる予定である。
- (中学校の免許状取得予定者のみ) 『教職課程履修の手引き』を確認し、介護等体験を行うために必要な手続きと科目の履修ルール等について確認した。

区分	中学校	高校	科目設置箇所
○ 大学が独自に設定する科目 (※3)	2 (※1) ※介護体験実習講義 (教育学部設置箇所)	0	教育学部 (※2)

- ※1 中学校免許の取得を希望する場合は、7 日間の「介護等体験」の実施が義務付けられているため、関連科目「介護体験実習講義（教育学部設置）」の履修が必要になります。
- ※2 科目設置箇所は教育学部となります。ただし、文化構想学部、文学部、人間科学部、スポーツ科学部など「大学が独自に設定する科目」に充当される科目が設置されている学部があります。詳細は所属学部の学部要項等をご確認ください。
- ※3 「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」および「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に積算されます。

- ☑ **介護等体験を 3 年生で実施するためには、以下の 2 科目を 2 年次秋学期終了時までまでに修得している必要があります！**
(学部等で定められた同等科目可)

□ 教職概論 (中・高)

□ 特別支援教育 (中・高)

(または□「教育心理学」を履修していることが望ましい。)

- ※ 「大学が独自に設定する科目」の科目設置箇所は教育学部となります。ただし、文化構想学部、文学部、人間科学部、スポーツ科学部など「大学が独自に設定する科目」に充当される科目が設置されている学部があります。詳細については所属学部の学部要項等をご参照ください。

★ 4 年生の科目登録前に、もう一度確認しましょう！ ★

□ 「教育の基礎的理解に関する科目等」の中で必要な単位を全て修得予定である。

※取りこぼしがないか今一度確認しましょう。

□ 「教科に関する専門的事項」の全ての必修科目を修得予定で、最低修得単位数も満たす予定である。

□ 「66 条の 6 に定める科目」の必要要件を満たす予定である。

□ 「66 条の 6 に定める科目」を除いた総単位数が 59 単位以上になる予定である。

- ※ 必ず、取得する免許状ごとに必要最低修得単位数を確認し、(「66 条の 6 に定める科目」を除いた総単位数が) 免許校種・教科ごとに 59 単位以上を修得予定であることを確認しましょう。

以上
早稲田大学教職支援センター